

排水管関連の規定の見直しに関する改正の解説

1. はじめに

2026年6月公表の排水管関連の規定の見直しに関する改正について、その内容を解説する。改正の対象は、鋼船規則D編、旅客船規則（外国籍船舶用）、内陸水路航行船規則（外国籍船舶用）である。なお、本改正は、2026年7月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用される。

2. 改正の背景

機関室の危急用ビルジ吸引管の設置について、主機として往復動内燃機関等を用いる船舶に求めているが、電気推進船には設置を求めていなかった。しかし、電気推進船においても緊急時に排水手段を確保することは安全上重要であるため、要件の見直しを行った。

また、排ガス再循環装置（EGR）の排水管に使用されるディスタンスピースへの耐食性に関する規定では、排ガス浄化装置の規定を準用していた。しかし、EGRの排水は腐食性が低く、腐食事例も報告されていないため、要件の見直しを行った。

このため、これらの見直しに基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

改正点は以下のとおりである。

- (1) 鋼船規則D編13.5.7-6.及び-7.並びに旅客船規則5編2章2.3.7-6.及び-7.に規定される危急用ビルジ吸引管の設置要件について、電気推進船に対しては適用を除外していたところ、危急用ビルジ吸引管の設置対象となることを規定するよう同規則を改正した。
- (2) 鋼船規則D編23.4.1では、EGRの構造及び配置に関する要件について、22.4.1に規定されるEGCSの要件も満足することが求められていた。参照される22.4.1-17.では、ディスタンスピースに対し耐食鋼材又は適切な防食コーティングを使用すること、さらに管厚について規定値を満足すること等が定められている。一方、硫黄分濃度が0.1%以下の燃料油が使用されるEGRの場合、排水中に含まれる硫黄分濃度が低いため、EGCSと比較して排水の酸性度が低い。また、EGRはEGCSに比べ排水時間が短く、排水流量も少ない上、EGRの排水に伴う腐食事例の報告がこれまでにないことから、硫黄分濃度が0.1%以下の燃料油を使用する場合には、EGRのディスタンスピースには、EGCSの耐食性に関する規定は除外されるよう鋼船規則D編23.4.1(1)を改正した。
- (3) 鋼船規則D編12.2.1-2.及び内陸水路航行船規則7編10章10.2.1-2では、内圧を受ける管において、厚さに負の許容差がある場合の管の厚さについて規定している。その中で、負の最大許容差の表記について、関連するIACS UR P1 (Rev.6)と整合させた。